

東京大学大学院農学生命科学研究科  
応用生命化学専攻(社会連携講座「五感が創発する肌・身体・心の美」) 特任准教授 公募

1	職名及び人数	特任准教授（特定有期） 1 名
2	採用予定日	令和8年4月1日（予定）
3	任期	令和9年3月31日まで 予算の状況、業務の必要性及び勤務成績の評価に基づき 令和11年9月30日までを限度として更新する場合がある 更新は、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス
5	所属	大学院農学生命科学研究科 応用生命化学専攻 資生堂社会連携講座 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6	業務内容	社会連携講座「五感が創発する肌・身体・心の美」のミッションに基づく教育研究
7	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働くものとみなされます。）
8	休日・休暇	土・日・祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等
9	給与	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め 月額 380,000 円以上（経験及び能力による）
10	諸手当	通勤手当（支給要件を満たした場合）
11	社会保険等	文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入）
12	応募資格	1) 博士号取得者（または採用日までに取得見込の者） 2) ヒト生命科学研究において優れた研究業績を有し、脳科学・生理学的アプローチで、嗅覚を中心とした感覚と社会性や美との関係に関する独創的な研究を展開できること 3) 当該研究室の現教員と協力して熱意を持って研究・教育に取り組むことができる者
13	提出書類	1)履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> 2)学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 <a href="https://www.a.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/job/shobunrekitoushinkokusho.docx">https://www.a.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/job/shobunrekitoushinkokusho.docx</a> 3)研究業績目録(学位論文、原著論文、著書、総説、招待講演、特許、その他（本人にオンライン、コレステンディングオーサーに*を記すこと） 4)教育業績目録（担当講義科目、非常勤講師等） 5)社会貢献目録（学会活動、委員会活動等） 6)競争的資金の獲得状況（過去10年程度） 7)主要論文の別刷（あるいは PDF のプリントアウト）、5編以内（各論文の独創的な点、注目すべき点、本人の寄与等を含めた概要（日本語）を添付すること。） 8)これまでの研究概要と研究計画（合わせて2000字程度、図等の使用可） 9)教育・指導方針（1000字程度）
14	応募締切	令和7年12月18日（木）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。
15	書類送付先 及び 問い合わせ先	〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科 応用生命化学専攻 担当：滝川浩郷 TEL: 03-5841-5119 E-mail: atakikawa[at]mail.ecc.u-tokyo.ac.jp ([at]は@に置き換えてください) 封筒に「特任准教授応募書類在中」と朱書きし、記録が残る方法で送付のこと。 また、応募書類を一つのファイルに統合したPDFファイルも送付すること。 海外からの応募者はPDFファイルの送付のみでも良いが、送付の前に上記メールアドレスへ必ず連絡すること。
16	特記事項	1)試用期間あり（採用日から14日間）
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	その他	応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。